

第二款 債權及び他の財産權に對する強制執行

債務者の財産を差押ゆる場合に於て、其債務者が第三者に對して債權を有するときは、債權者は其債權を差押ふることを得べし、而して其債權は金錢の支拂ひ又は其他の有体物若しくは有價證券の引渡しなることあるべし、何れの債權に付ても債權者は債務者の普通裁判地の區裁判所、若しくは財物のある地の區裁判所に差押命令の申請をなすことを得べし、此差押命令は豫め第三者及び債務者を訊問することを要せず、

八五 金錢の債權を差押ゆる場合

金錢の債權と差押ゆるときは、裁判所は第三債務者に對し債務者に支拂ひをなすことを禁じ、又債務者に對し債權の取立を爲すべからざることを命ずべし、而して其差押は第三債務者に對して通知書を送達したるときを以て成りたるものと見做す、
一 債權の差押命令は、豫め第三債務者及び債務者を審訊せずして之を發す、

民

二 差押へんとする債權に抵當あるときは、債權者は其差押の旨を登記簿に記入する權利あり、此記入に付ては債務者の承諾を経るを要せず、唯裁判所に向て記入の申請を爲すを以て足れりとす、

支拂に換へ券面額にて債權を轉付する命令ある場合に於ては、其債權の存する限りは、第三債務者及び債務者に之を送達することに因り、債務者は債權の辨償を爲したるものと見做す、

四 取立の爲めの命令は、其債權の金額に及ぶものとす、

五 手形其他裏書を以て移轉することを得る證券に因れる債權の差押は、執達吏其證券を占有して之を爲す、

六 俸級又は此に類する繼續収入の債權の差押は債權額を限りとし、差押後に収入すべき金額もに及ぶものとす、

七 債權者は債權に關する證書を差押債權者に引渡す義務あり、

八 債權者が取立を爲したるときは其旨を執行裁判所に届け出べし、

九 差押債權者の、第三債務者をして差押命令の送達より七日の期間内に、書面を以て

左の陳述を爲さしめんことを裁判所に申立つることを得、

第一 債權の認諾の有無、及び其限度、並に支拂を爲す意思の有無、及び其限度、

第二 債權に付き他の者より請求の有無、及び其種類、

第三 債權が既に他の債權者より差押へられたることの有無、及び其請求の種類、

若し之に依りて第三債務者より異議あるときは本訴訟となり、普通の裁判聽に従ひ訴

ふべきものとなるべし、

八四 第三者の占有内にある有体物に差押ふる場合

第三者の占有内にある有体物の引渡し又は給付の請求に對する強制執行は、有体動産の

場合には其動産を債權者の委任したる執達吏に引渡すべきことを命じ、不動産の場合に

は債權者の申立に依り、其不動産の所在地の區裁判所より命じたる保管人に引渡すこと

を命ずべし、動産の換價に付ては前説差押物の換價に關する規定を摘要し、不動産に付ての強制執行は、後説不動産に對する強制執行の規定を摘要す、而して右何れの場合に於ても支拂ひに換へ有体物の轉付を請求することを得ず、(民訴第六百十四、五、六、七條)

八五 差押へることを得ざる債權

第一 法律上の養料、

第二 債務者が義損建設所より、又は第三者の慈惠に依り受くる繼續の收入、但債務者及び其家族の生活の爲め必要なるものに限る、

第三 下士、兵卒の給料、並に恩給及び其遺族の扶助料、

第四 出陣の軍隊又は役務に服したる軍艦の乗組員に屬する軍人、軍屬職務上の收入、

第五 文武の官吏、神職、僧侶及び公立私立の教育場教師の職務上の收入、恩給及び其

遺族の扶助料、

第六 職工、勞役者又は雇人が其勞力又は役務の爲に受くる報酬、

第一號、第五號、第六號の場合に於て職務上の収入、恩給其他の収入が一個年間に三百圓を超過するときは、其超過額の半額を差押ふることを得、

第三款 配當手續

第六百二十六條 配當手續は動産に對する強制執行に際し、競賣期日又は金銭差押の日より十四日の期間内に、債權者間の協議調はさる爲め金額を供託したるとき之を爲す、

第六百二十七條 裁判所は事情届書に基き七日の期間内に元金、利息、費用其他附帶の強制の計算を差出す可き旨を各債權者に催告す可し、

第六百二十八條 前條の期間満了後裁判所は配當表を作る可し、右期間を遵守せざる債權者の債權は、配當表を作るに際し配當要求並に届書の旨趣及び其憑據書類に依り之を計算す、但後に債權額を補充することを許さず、

第六百二十九條 裁判所は配當表に關する陳述、及び配當實施の爲め期日を指定し、其

期日には各債權者及び債務者を呼出す可し、但債務者の所在明ならざるとき、又は外國に在るときは呼出を爲すことを要せず、

配當表は各債權者及び債務者に閱覽せしむる爲め遅くとも期日の三日前に裁判所書記課に之を備置く可し、

第六百三十條 期日に於て異議の申立なきときは配當表に従ひて其配當に實施す可し、停止條件附の債權の配當額は、仍ほ之を供託し民法に従ひて條件の成否に依り、後に之を支拂ひ又は更に配當す可し、

第五百九十一條第三項の場合又は假差押の場合に於て、未だ確定せざる債權、其他異議ある債權の配當額は仍ほ之を供託す可し、

配當實施に付ては調書を作る可し、

第六百三十一條 異議の申立あるときは他の債權者は直ちに陳述を爲す可し若し、關係

人異議を正當なりと認むるとき、又は他の方法に於て合意するときは、之に従ひ配當表を更正し配當を實施す可し、

異議の完結せざるときは異議なき部分に限り配當を實施す可し、

第六百三十二條 期日に出頭せざる債権者は配當表の實施に同意したるものと看做す、若し期日に出頭せざる債権者か、他の債権者より申立てたる異議に關係を有するときは、其債権者は異議を正當なりと認めざるものと看做す、

第六百三十三條 期日に於て異議の完結せざるときは、異議を申立てたる債権者は、他の債権者に對し訴を起したることを期日より七日の期間内に裁判所に證明す可し、若し其間内に徒過したる後は裁判所は異議に拘はらず配當の實施を命す可し、

第六百三十四條 異議を申立てたる債権者、前條の期間を怠りたることを雖も、配當表に従ひて配當を受けたる債権者に對し訴を以て優先權を主張する權利は、配當實施の爲め妨げらるること無し、

第六百三十五條 異議を申立てたる債権者の訴に付ては配當裁判所之を管轄す、然れども訴訟物か區裁判所の管轄に屬せざるときは其配當裁判所の所在地を管轄する地方裁判所之を管轄す、若し數箇の訴の提起ありたる場合に於て一の訴を地方裁判所の管轄するときは其他の訴をも亦之を管轄す、但各債権者總ての異議に付き配當裁判所の裁判を受く可きことを意合したるときは此限に在らず、

第六百三十六條 異議に付き裁判を爲す判決には配當額の係争部分を如何なる債権者に如何なる數額を以て支拂ふ可きやを定む可し若し、之を定むることを適當とせざる時は、判決に於て新なる配當表の調製及ひ他の配當手續を命す可し、

第六百三十七條 異議を申立てたる債権者の口頭辯論の期日に出頭せざる時は、異議を取下げたる者と看做す旨の闕席判決を爲す可し、

第六百三十八條 前二條の判決確定の證明あるときは、配當裁判所は其判決に基づき支拂又は他の配當手續を命す、

第六百三十九條 裁判所は配當表に依りて左の手續を爲し配當を實施す可し、
 債權全部の配當を受く可き債權者には、配當額支拂證を交付すると同時に其所持する
 執行力ある正本又は債權の證書を差出さしめ、之を債務者に交付す可し、
 債權一分のみの配當を受く可き債權者には、執行力ある正本又は債權の證書を差出さ
 しめ、之に配當額を記入して返還し、且配當額支拂證を交付すると同時に、右債權者
 より金額を證記したる受取書を出さしめ、之を債權者に交付す可し、
 期日に出頭せざる債權者の配當額は仍ほ之を供託す可し、
 右の手續を爲したるときは調書に記載して之を明確にす可し、

第十六章 不動産に對する強制執行

不動産に對する強制執行は、強制競賣、強制管理の二箇の方法に依りて之を爲す、而
 して其執行に付ては不動産所在地の區裁判所之を管轄す、若し其不動産が數箇の區裁判

所の管轄に散在するときは、其中の一箇の裁判所を定めて執行裁判所となす、(民訴第六
 百四十條第六百四十一條)

第一款 強制強賣

強制競賣は執行力ある判決の正本を有する債權者の申立に依りて執行裁判所が之を爲
 すものなり、其申立の書式は左の如し、

不動産競賣申立書

住所	身分	職業	債權者	何	處
住所	身分	職業	債務者	何	處

請求金額

不動産競
 賣申立書
 式

一金何圓
.....
一金何圓
.....
一金何圓
.....

合 金 何 圓

右金額は明治何年何月の某裁判所の執行力ある判決及び明治何年何月何日某裁判所の訴訟費用確定決定に依り債務者、辨済すべきものとす、

前記請求金額并に此強制競賣申立の費用金何拾錢の辨済に充つる爲め附屬書第一號の債務者何某の所有地所二ヶ所を強制競賣被成下度此段奉願上候也

右

明治何年何月何日

何 某

何裁判所

判事何某殿

申立書に添付すべし証書

第六百四十三條 申立には執行力ある正本の外左の証書を添付すべし、

第一 登記簿に債務者の所有として登記したる不動産に付ては登記判事の認證書

第二 登記簿に登記あらざる不動産に付ては債務者の所有たることを證す可き證書

第三 地所に付ては國郡市町村字、番地、地目、反別若くは坪數、土地臺帳に登録

したる地價及び其地所に付き納む可き一年の租稅其他の公課を證す可き證書

第四 建物に付ては國郡市町村、字、番地、構造の種類、建坪及び其建物に付き納

む可き一年の公課を證す可き證書

第五 地所、建物に付き賃貸借ある場合に於ては其期日に借賃を證す可き證書

第二號、第三號及び第四號の要件に付ては債權者、公簿を主管する官廳に其證明書を

求むることを得、

第四號及び第五號の要件を證明する能はざるときは、債權者は競賣申立の際其取調を

執行裁判所に申請することを得、但此場合に於ては裁判所は執達吏をして其取調を爲

とし可し、

強制管理の爲め既に不動産を差押へたる場合に於て、其執行記録に第一號乃至第五號の要件を記載したるもの有るときは、其證書を添附することを要す、

第六百四十四條 競賣手續の開始決定には、同時に債権者の爲め不動産を差押ふることを宣言す可し、

差押は債権者の不動産の利用及び管理を爲すことを妨げず、

差押は其決定を債務者に送達するに因り其効力を生ず、此送達は職権を以て之を爲す、

第六百四十五條 裁判所は競賣手續開始の決定を爲したる不動産に付て、強制競賣の執行あるも更に開始決定を爲すことを得ず、

右申立は執行記録に添附するに因り配當要求の効力を生じ、又既に開始したる競賣手續取消と爲りたるるとき、第六百四十九條第一項の規定を害せざる限りは、開始決定を受けたる効力を生ず、

執行力ある正本に因り配當を要求する債権者か認諾せざることを裁判所より通知ありたるより三日の期間内に其債権を認諾するや否やを裁判所に申出づ可し、
債権者は其通知ある日より三日の期間内に債務者に對し訴を起し其債権を確定す可し、
第六百四十八條 左に掲ぐる者を競賣手續に於ての利害關係人と爲す、
第一 差押債権者及び執行力ある正本に因り配當を要求する債権者、
競賣手續に於ての利害關係人とは如何

假差押の命令ありたる不動産に付ては本條の規定を適用せず、

第六百四十六條 配當要求は其原因を開示し、且裁判所の所在地に住居をも事務所をも有せざる者は、假住所を選定し執行裁判所に之を届出づ可し、

右要求は競落期日の終に至るまで之を爲すことを得、

第六百四十七條 執行裁判所は前二條の申立及び要求ありたることを利害關係人に通知す可し、

執行力ある正本に因らして配當を要求する債権者あるときは、債務者は右通知ありたるより三日の期間内に其債権を認諾するや否やを裁判所に申出づ可し、

債権者か認諾せざることを裁判所より通知ありたるときは、債権者は其通知ある日より三日の期間内に債務者に對し訴を起し其債権を確定す可し、

第六百四十八條 左に掲ぐる者を競賣手續に於ての利害關係人と爲す、

第一 差押債権者及び執行力ある正本に因り配當を要求する債権者、

第二 債務者、

第三 登記簿に記入ある不動産上権利者、

第四 不動産上権利者として其債権を證明し執行記録に備ふ可き届出を爲したる者

第六百四十九條 差押債権者の債権に先たつ債権に關する不動産の負擔を競落人に引受けしむるか、又は賣却代金を以て其負擔を辨濟するに足る見込あるときに非されば賣却を爲すことを得ず、

不動産は賣却に因り登記簿に記入を要する總ての不動産上の負擔を免かるものとす、
但競落人其負擔を引受けたるときは此限に在らず、

登記簿に記入を要せざる不動産の負擔は競落人之を引受くるものとす

第六百五十條 權利を取得する第三者、其取得の際差押又は競賣の申立ありたることを知りたるときは、差押の効力に對し其善意なりしことを主張することを得ず、

若し不動産か差押の原因たる債権の爲め義務を負擔するときは、差押後所有の移轉し

たる場合に限り、新所有者、其取得の際差押又は競賣の申立ありたることを知らざる雖も競賣手續を續行す可し、

ときは競賣申立の取下に因りて差押は消滅す、

第六百五十一條 裁判所は競賣手續開始の決定を爲す際、競權を以て競賣の申立ありたることを登記簿に記入す可き旨を登記判事に囑託す可し、

登記判事は前項の囑託に従ひて記入を爲す可し、

第六百五十二條 登記判事は前條に掲けたる記入を爲したる後、登記簿の謄本を裁判所に送付し、不動産上権利者より差出したる證書あるときは其抄本をも送付す可し、

第六百五十三條 豫め知るに於ては手續の開始を妨く可き事實の、登記判事の通知に依り顯はるるときは、裁判所は其事情に因り直ちに手續を取消し、又は裁判所の意見を

以て定むる期間内に其障礙の消滅したることを證明す可きことを債権者に命す可し、
其期間内に此證明を爲さざるときは、期間の満了後職權を以て手續を取消す可し、

第六百五十四條 裁判所は競賣開始の決定を爲したるときは、租税其他の公課を主管する官廳に通知し、其不動産に對する債權の有無及び限度を申出づ可きことを期間を定めて催告す可し、

第六百五十五條 裁判所は登記判事及び租税其他の公課を主管する官廳より通知を受けたる後、鑑定入をして不動産の評価を爲さしめ、其評價額を以て最低競賣價額と爲す、第六百五十六條 裁判所は最低競賣價額を以て、差押債權者の債權に先たつ不動産上の總ての負擔及び手續の費用を辨濟して剩餘ある見込なしとするときは、差押債權者に其旨を通知す可し、

右通知より七日の期間内に差押債權者、前項の負擔及び費用を辨濟して剩餘ある可き價額を定め、且其價額に應ずる競買人なき場合に於ては、自ら其價額を以て買受可き旨を申立て、十分なる保證を立てざるときは競賣手續を取消す可し、

第六百五十七條 裁判所は前條第一項の債權及び費用を辨濟し剩餘を得る見込あるとき、

又は差押債權者、前第二項の申立を爲し十分なる保證を立てたるときは、職權を以て競賣期日及び競落期日を定て之を公告す。

競賣公告に備ふべき要件

第六百五十八條 競賣期日の公告には左の諸件を具備することを要す、

- 第一 不動産の表示、
- 第二 租税其他の公課、
- 第三 賃貸借ある場合に於ては其期限並に借賃、
- 第四 強制執行に因り競賣を爲す旨、
- 第五 競賣期日の場所、日時及び競賣を爲す可き執達吏の氏名並に住所、
- 第六 最低競賣價額
- 第七 競落期日の場所及び日時
- 第八 執行記録を閲覧し得べき場所、
- 第九 登記簿に記入を要せざる不動産上權利を有する者、其債權を申立つ可き旨、

第十 利害關係人競賣期日に出席す可き旨、

第六百五十九條 競賣期日は公告の日より少なくとも十四日の後たる可し、

此期日は裁判所の意見を以て裁判所内、又は其他の場所に於て執達吏をして之を開か
しむ、

第六百六十條 競落期日は競賣期日より七日を過ぐることを得ず、

此期日は裁判所に於て之を開く、

第六百六十一條 競賣期日の公告は左の箇所に掲示して之を爲す、

第一 裁判所の揭示板、

第二 不動産所在地の市町村揭示板、

此他公告は裁判所の意見に従ひ、一箇又は數箇の新聞紙に掲載することを得、

第六百六十二條 最低競賣價額を除く外、本款に掲げたる賣却事件の變更は利害關係人
の合意あるときに限り之を許す、但此合意は競賣期日に至るまで之を爲すことを得

第六百六十三條 競賣期日を開きたる後、執達吏は執行記録を各人の閲覧に供し、又特
別の賣却條件あるときは之を告知し、且競買價額申立を催告す可し、

第六百六十四條 利害關係人或る競買人に保證を立てしめんことを申立つるときは、
其競買人が保證として競買價額十分の一に當る金額を、現金又は有價證券を以て直ち
に執達吏に預くることに非されは其競買を許さず、

右申立は競買價額の申出ありたる後直ちに之を遞ふることを要す、其申立は同一なる
競買人の其後の競買に付ても亦効力あり、

第六百六十五條 競買を許されたる各競買人は、更に高價の競買の許あるまで其申出た
る價額に付き拘束を受くるものとす、

競賣は 買價額を申出つ可き催告後、滿一時間を過ぐるに非されは、之を終局するこ
とを得ず、

第六百六十六條 執達吏は最高價競買人の氏名及び其價額を呼上げたる後、競賣の終局

を告知す可し。

他の各競買人は右の告知に因り其競買の責務を免かれ、且預けたる保証あるときは即時に其返還を求むる権利あり、

第六百六十七條 競賣に付き作る可き調書には左の諸件を具備することを要す、

第一 不動産の表示、

第二 差押債権者の表示

第三 執行記録を各人の閲覧に供したること、又特別賣却条件あるときは之を告知したること、

第四 競買價額の申出を催告したる日時

第五 總ての競買價額、並に其申出人の氏名、住所、又は許す可き競買の申出なきこと

第六 競賣の終局を告知したる日時、

第七 申立に因り競買の爲め保証を立てたること、又は申立あるも保証を立てたる

め其競買を許さるること。

第八 最高價競買人の氏名及び其價額を呼上げたること、

最高價競買人及び出頭したる利害關係人は調書に署名捺印す可し、若し此等の者調書の作成前に退席したるときは其旨を附記す可し、

競買の保証の爲め預りたる金銭又は有價證券を返還したるときは、執達吏は受取證を取り之を調書に添附す可し、

第六百六十八條 執達吏は調書及び總て競買の保証の爲め、預りたる金銭又は有價證券にして返還せざるものは、三日内に裁判所書記に之を渡す可し、

第六百六十九條 最高價競買人執行裁判所の所在地に住居をも事務所をも有せざるときは、其所在地に假住所を選定し其旨を裁判所に届出つ可し、若し之を怠りたるときは、第四百三十三條第三項の規定を準用す、

住所の選定は執達吏に口述し、其調書を作らしめて之を爲すことを得、

競賣期日に於て許す可き競買價額の申出なきときは、第六百四十九條第一項の規定を害せざる限りは、裁判所は其意見を以て最低競賣價額を相當に低減し新競賣期日を定む可し、若し其期日に於て仍は許す可き競買價額の申出なきときも亦同し、新競賣期日は少なくとも十四日の後たる可し、

第六百七十一條 裁判所は競落期日に出頭したる利害關係人に競落の許可に付き陳述を爲さしむ可し、

競落の許可に付ての異議は期日の終に至るまでに之を申立つ可し、既に申立てたる異議に對する陳述に付ても亦同し、

第六百七十二條 競落の許可に付ての異議は左の理由に基くことを要す、

- 第一 強制執行を許す可からざること、又は執行を續行す可からざること、
- 第二 最高價競買人賣買契約を取結ひ、若くは其不動産を取得する能力なきこと、
- 第三 法律上の賣却條件を懸斷して競買を爲したる事、又は總ての利害關係人の命

競落の許可に付ての異議

意を得ずして法律上の賣却條件を變更したること、

第四 競賣期日の公告に第六百五十八條に掲けたる要件の記載なきこと、

第五 競賣期日の公告は法律上規定したる方法に依りて之を爲さざること、

第六 第六百五十九條に規定したる期間を存せざりしこと、

第七 第六百六十五條第二項及び第六百六十六條第一項の規定に違背したること、

第八 第六百六十四條の規定に違背し最高價競買人なりと呼上げたること、

第六百七十三條 異議は他の利害關係人の權利に關する理由に基ては之を許さず、

第六百七十四條 裁判所は異議の申立を正當とするときは競落を許さず、

第六百七十二條第一號乃至第八號に掲けたる事項の一あるときは、職權を以ても競落を許さず、但第一號の場合に於ては競賣したる不動産の讓渡すことを得ざるものなるとき、又は競賣手續の停止を爲したるときに限り、第二號の場合に於ては能力若くは資格の欠缺の除去せられざるときに限り、第三號の場合に於ては利害關係人手續の續行

職權を以て競落を以て許さるる場合

或る不動
産の賣得
金を以て
債務を返
足するに
足らざる
は他の不
動産に付
ては競落
を許さず

に付き承認せざることを限る、

第六百七十五條 數箇の不動産を競賣に付したる場合に於て、或る不動産の賣得金を以て各債權者に辨済を爲し、及び強制執行の費用を償ふに足る可きときは、他の不動産に付ては競落を許さず、

此場合に於て債務者は、其不動産中賣却す可きものを指定することを得、

第六百七十六條 第六百七十二條及び第六百七十四條の規定に従ひ、全く競落を許さざる場合に於て、更に競賣を許す可きときは、職權を以て新競賣期日を定む可し、
新競賣期日は少なくとも十四日の後たる可し、

第六百七十七條 前條の規定に従ひて新競賣期日を定むる場合の外、競落を許し、又は許さざる決定の言渡を爲す可し、

競落期日の調書に付ては、第二百二十九條乃至第三百二十二條及び第三百二十四條の規定に準用す、

天災に因
り不動産
毀損し
たるとき
は競落人
は競買を
取消すこ
とを得

第六百七十八條 競賣期日と競落期日との間に天災其他の事變に因り、不動産が著しく毀損したるときは、最高價競買人たる呼上を受けたる者は、其競買を取消す權利あり、

其毀損の著しきや否やは裁判所事情を斟酌して之を定む、

第六百七十九條 競落を許す決定にて競賣を爲したる不動産、競落人及び競落を許したる競買價額を掲げ、又特別の賣却條件を以て競落を爲したるときは、其條件をも掲ぐ可し、

右決定は之を言渡す外、尙ほ裁判所の掲示に掲示して公告す可し、

第六百八十條 利害關係人は競落の許否に付ての決定に因り、損失を被むる可き場合に於ては、其決定に對し即時抗告を爲すことを得、

競落を許す可き理由なきこと、又は決定に掲げたる以外の條件を以て許す可きことを主張する競落人、又は競落を求め之を許す可きことを主張する競買人も、亦即時抗告を爲すことを得、

右抗告は執行停止の效力を有す、
第二項の場合に於て競落を求めたる競買人は、其申出てたる價額に付き拘束を受くるものとする、

競落を許さざる決定に對する抗告

競落を許したる決定に對する抗告

第六百八十一條 競落を許さざる決定に對する抗告は、此法律に掲ぐる總ての不許の原因なきことを理由とするときに限り、之を爲すことを得、
競落を許したる決定に對する抗告は、此法律に掲ぐる競落の許可に對する異議の原因の一を理由とするとき、又は競落決定の競落期日の調書の旨趣に牴觸したることを理由とするときに限り、之を爲すことを得、
取消の訴、若くは原狀回復の訴の要件を理由とする抗告は、前二項の規定に依り妨げらるること無し、

第六百八十二條 抗告裁判所は必要なる場合に於ては、反對陳述を爲さしむる爲め、抗告人の相手方を定む可し、

競落に依る所有權の移轉は如何なる時期に移る

一の決定に關する數箇の抗告は互に之を併合す可し、

第六百七十三條及び第六百七十四條の規定は抗告審にも亦之を準用す、

第六百八十三條 執行裁判所の決定を變更し、又は廢棄したる抗告裁判所の裁判は、執行裁判所之を裁判所の揭示板に揭示して公告す可し、

第六百八十四條 競落を許さざる決定確定したるときは、競落人及び競落を求めたる競買人は其競買の責務を免かる、

第六百八十五條 第六百七十八條の場合に於て競買取消の爲め競落を許さるときは、第六百五十五條乃至第六百五十七條の規定を準用す、

第六百八十六條 競落人は競落を許す決定に因りて不動産の所有權を取得するものとする
第六百八十七條 競落人は代金の全額を支拂ひたる後に非されば不動産の引渡を求むることを得ず、

競落人若くは債権者競落を許す決定ありたる後、引渡あるまで管理人をして不動産を

債務者引渡を拒む
何んは如

管理せしめんことを申立てたるときは、裁判所は之を命す可し、

債務者が引渡を拒みたるときは、競落人若くは債権者の申立に因り裁判所は執達吏をして債務者の占有を解き其不動産を管理人に引渡さしむ可し、

第六百八十八條 競落人か代金支拂期日に其義務を完全に履行せざるときは、裁判所は職権を以て不動産の再競賣を命す可し、

最初の競賣の爲に定めたる最低競賣價額其他賣却條却は再競賣の手續にも亦之を適用す、

再競賣

再競賣期日は少くとも十四日の後たる可し、

競落人か再競賣期日の三日前までに買入代金及び手續の費用を支拂ひたるときは、再競賣手續を取消す可し、

再競賣を爲すときは、前の競落人は競買に加はることを許さず、且再度の競落代價か最初の競落代價より低きときは、不足の額及び手續の費用を負擔し、其高きときは剩餘の額

共有物持分の競賣

請求することを得ず、

第六百八十九條 共有物持分の強制競賣に付ては、債権者の債権の爲め債権者の持分に付き強制競賣の申立ありたることを登記簿に記入す、但他の共有者には其強制競賣の申立を通知す可し、

最低競賣價額は共有物全部の評価額に基き、債務者の持分に付き之を定む可し、

第六百九十條 競賣申立の競落を許すこと無くして完結したるときは、裁判所は第六百五十一條の規定に従ひて爲したる差押記入の抹消を登記判事に囑託す可し、

第六百九十一條 競落を許す決定確定するときは、賣却代金か配當に與ふる各債務者を満足せしむるに足らざる場合に於ては民法、商法及び特別法に従ひて之を配當す可し、

第六百九十二條 各債務者は競落期日までに其債権の元金、利息、費用其他附帶の債権の計算書を差出す可し、

前項の規定に従はざる債権者に於ては第六百二十八條第二項の規定を準用す、

第六百九十三條 代金の支拂及び配當は、競落を許す決定の確定後に裁判所の職權を以て定むる期日に以て之を爲す、此期日には利害關係人、執行力ある正本に因らして、配當を要求する債權者及び競落人を呼出す可し、

第六百九十四條 期日に於ては先づ配當すべき不動産の賣却代金の幾許なるを定む可し、

左のものを賣却代金とす、

第一 代金、

第二 不動産が果實其他金錢に見積ることを得べき利益を生ずる場合この場合は、競落決定言渡より代金支拂までの利息、

代金支拂は裁判所に之を爲す可し、最高競買價額の保證の爲め預りたる金額は代金に之を算入す、

第六百九十五條 裁判所は出頭したる利害關係人及び執行力ある正本に因らして、配當を要求する債權者を訊問して配當表を確定す可し、

第六百九十六條 配當表には賣却代金、各債權者の債權の元金、利息、費用及び配當の順位並に配當の割合を記載すべし、

若し出頭したる總ての利害關係人、及び執行力ある正本に因らして、配當を要求する債權者一致したるときは、其一致に基き配當表を作るべし、

第六百九十七條 配當表に對する異議の完結及び配當表の實施に付ては、第六百三十條以下の規定を準用す、但以下數條に於て別段の規定を設けたるものは此限にあらず、

第六百九十八條 期日に出頭したる債務者は各債務者の債權に對し、又は其債權の爲め主張する順位に對し異議を申立つる權利あり、

出頭したる各債權者は自己の利害に關しては、他の債權者に對し前項と同一の權利あり、

執行するを得べき債権に對する債務者の異議は、第五百四十五條第五百四十七條及び第五百四十八條の規定に従ひて之を完結す、

第六百九十九條 競落人は賣却條件に因り不動産の負擔を引受くる外、配當表の實施に際し、買入代金の額に滿つるを限とし、關係債権者の承諾を得て買入代金の支拂に換へ債務を引受るとを得、若し債権者競落人なるときは其債権の配當額の買入代金の額に滿つる限りは買入代金として之を計算するに因りて消滅す、然れども引受く可き債務又は計算す可き競落人の債権に對し適當なる異議あるときは、之に相當する代金を支拂ひ又は保證を立つ可し、

第七百條 配當表を實施したる後、裁判所は配當調書及び競落決定の正本を登記判事に送付して左の諸件を囑託す可し、

- 第一 競落人の所有權の登記、
- 第二 競落人の引受けざる不動産上負擔記入の抹消、

民法

第三 第六百五十一條の規定に従ひ爲したる記入の抹消、
右登記及び抹消に關する總ての費用は競落人之を負擔す可し、

第七百一條 數多の差押債権者の爲め同時に爲す可き不動産の競買手續に付ては、前數條の規定を準用す、

第七百二條 裁判所は競賣期日の公告前利害關係人の申立に因り、又は職權を以て競賣に換へて入札拂を命ずることを得、但入札拂に付ては以下數條に於て別段の規定なきものは前數條の規定を準用す、

第七百三條 入札は入札期日に於て執達吏に之を差出す可し、
入札には左の諸件を具備することを要す、

- 第一 入札人の氏名及び住所、
- 第二 不動産の表示、
- 第三 入札價額、

入札の方
法

第七百四條 執達吏は入札人の面前に於て入札を開封し之を朗讀す可し。

二人以上同價額の入札あるときは、執達吏は其者をして追加の入札を爲さしめ最高價入札人と定む、

一定の金額を以て入札價額を表せずして、他の入札價額に對する比例を以て價額を表したる入札は之を許さず、

第七百五條 最高價入札人たる呼上を受たる者、第六百六十四條の規定に従ひ保證を立て可き求を受くるも之を立てざるときは、其次位の入札人を以て最高價入札人と定む、但此場合に於ては最初呼上を受けたる者は、其入札價額と次位の入札價額との差金を負擔する義務あり、

第三款 強制管理

第七百六條 強制管理に付ては第六百四十二條第六百四十三條第六百四十四條第一項

第三項及び第六百五十一條乃至第六百五十四條の規定を準用す、

不動産か債權者の債權に付き、不動産上の義務を負ふたる場合に於ては、第六百四十三條第一號第二號に依り、提出す可き證書は、不動産を債務者が占有することを疎明する證書を以て足る、

第七百七條 裁判所は強制管理開始の決定に於て、債務者の管理人の事務に干渉すると及び不動産の収益に付き處分することを禁し、又不動産の収益の給付を爲す可き第三者あるときは、其第三者に其後の給付を管理人に爲す可きことを命す可し、既に收穫し若くは收穫す可く、又は期限の到來し若くは到來す可き果實は収益に屬す、

開始決定は第三者に對しては之を送達するに因り其効力を生ず、此送達は職權を以て之を爲す、

第七百八條 裁判所は強制管理開始の決定を爲したる不動産に付き、強制管理の申立を

るも更に開始決定を爲すことを得ず、

右申立に執行記録に添附するに依り、配當要求の効力を生し、又既に開始したる強制管理の取消と爲りたるときは、開始決定を受けたる効力を生ず、
假差押の命令ありたる不動産に付ては、本條の規定を適用せず、

第七百九條 配當要求は執行力ある正本に因り、且裁判所の所在地に住居をも事務所をも有せざる者は、假住所を選定して執行裁判所に之を爲す可し、

第七百十條 執行裁判所は前二條の申立及び要求ありたるを、債權者債務者及び管理人に通知す可し、

管理人の職務

第七百十一條 管理人は裁判所之を任命す、但債權者は適當の人を推薦することを得、
管理人は管理及び収益の爲め自ら不動産を占有する權を有す、此場合に於て抵抗を受くるときは執達吏を立會はしむることを得、

管理人の任命は、債務者に代り第三者の給付す可き収益を取立つ權を授與するもの

す、

第七百十二條 裁判所は債權者及び債務者を審訊したる後、又適當とする場合に於ては鑑定人を立會はしめたる上、管理人に管理に關し必要な指揮を爲し、又管理人に與ふ可き報酬を定め、且管理人の業務施行を監督す可し、

裁判所は管理人に保證を立てしめ、又は貳拾圓以下の過料を言渡し、又は其職を免することを得、

第七百十三條 第三者不動産に付き、強制管理を許すことを妨ぐる權利を主張するときは、第五百四十九條の規定を準用す、

第七百十四條 管理人は直ちに不動産に付き得たる収益より、其不動産の負擔に係る租税其他の公課を控除したる後、別段の手續を要せずして管理の費用を辨濟し、其殘額の配當に付き、債權者間に協議調はさるときは其旨を裁判所に届出つ可し、
前項の届出ありたるときは、裁判所は第六百九十一條、第六百九十六條乃至第六百九

以て管轄執行裁判所とす、

第七百十九條 船舶は執行手続中、差押の港に之を碇泊せしむ可し、然れども商業上利益の爲め適當とする場合に於ては、裁判所は總ての利害關係人の申立に因り航行を許すことを得、

第七百二十條 強制競賣に付ての申立には左の證書を添附す可し、

- 第一 債務者か所有者なる場合に於ては、其所有者として船舶を占有すること、及船長なる場合に於ては、船長として船舶を指揮することを説明するに足る可き證書、
 - 第二 船舶か船舶登記簿に登記ある場合に於ては、其船舶に關する有効なる各登記事項を包含したる登記簿の抄本、
- 債權者は公簿を主管する官廳か遠隔の地に在るときは、第二號の抄本の求めらんとすを執行裁判所に申立つることを得、

第七百二十一條 裁判所は債權者の申立に因り船舶の監守及び保存の爲め必要な處分

を爲さしむ可し、

此處分を爲したるときは開始決定の送達前と雖も、差押の効力を生ず、

若し此處分を續行する爲め債權者の必要なる金額を豫納せざるときは裁判所は、之を取消すことを得、

第七百二十二條 船長に對し爲したる判決に基き、船舶債權者の爲め船舶の差押を爲すときは、其差押は所有者に對しても効力あり、此場合に於ては所有者も亦利害關係人とす、

差押後、所有者若くは船長の變更あるも手續の續行を妨げず、

差押後、新に船長と爲りたる者は之を利害關係人とす、此場合に於ては前船長は其關係人たる責務を免る、

第七百二十三條 船舶か差押の當時、其裁判所管轄内に存せざることの顯はるときは、其手續を取消す可し、

第七百二十四條 競賣期日の公告には、第六百五十八條第一號に掲げたる旨趣に換へて船舶の表示及び其碇泊の場所を掲ぐ可し、

第七百二十五條 定繫港の區裁判所管轄外に於て差押を爲したるときは、執行裁判所は競賣期日の公告を定繫港の區裁判所に送付し、其裁判所の揭示板に掲示す可きことを囑託す可し、

第七百二十六條 船舶の股份に對する強制執行は、第六百二十五條の規定に従ひて之を爲す、其執行に付ては定繫港の區裁判所之と管轄す、

第七百二十七條 債権者の差押命令の申請に、債務者の船舶の股份に付き所有權を有することと證す可き船舶登記簿の抄本、又ハ信用す可き證明書を添附す可し、
差押命令は債務者の外、船舶管理人にも之を送達す可し、

差押は此命令を船舶管理人に送達するに因り、債務者に送達すると同一の効力を生ず、
第七百二十八條 船舶股份の競賣代金の配當に付ては、第六百二十六條以下の規定を準

用す、

第七百二十九條 外國の船舶を差押へたるとき、又は登記簿に登記せざる船舶を差押へたるときは、登記簿に記入す可き手續に關する規定を適用せず、

第十八章 金錢の支拂ひを目的とせざる債權に

付ての強制執行

前三章に説明したる強制執行は、何れも金錢を請求することの代りに、債務者の動産、不動産、債權若くは船舶を差押て之を換價し、其賣得金を以て債務を辨濟せしむる強制執行なるが、本章は金錢以外の債權に對する強制執行なり、

八六 特定の動産又は代替物の引渡しに對する強制執行、
畫幅、骨董物其他の器具の請求は特定の動産に對する請求にして、米穀、酒、醬油等の如き一定の數量を請求するときは代替物の請求なり、斯の如き物に對する強制執行は執達

吏之を債務者より取上げて債権者に引渡すことによりて之を爲す、(民訴第七百三十條)

八七 不動産又は船舶に對する債権の強制執行、

債務者が不動産、又は人の住居する船舶の引渡し、又は之を明渡すべきときは、執達吏は債務者の占有を解き、債権者又は其代理人に其占有を得せしむるに依りて強制執行を爲す、若此不動産に目的物にあらざる動産が附着し居るときは、執達吏は之を取り除きて債務者に還付すべし、若債務者不在るときは、其代理人又は債務者の成長したる家族、若くは雇人に之を引渡すべし、萬一此等のものあらざるときは、執達吏は債務者の費用を以て右の動産を保管に付すべし、然るに債務者が其動産の受取りを拒むときは如何、此場合には執達吏は執行裁判所の許可を得て之を競賣し、其費用を差引たる後ち、其代金を供託すべし、(民訴第七百三十一條)

八八 引渡すべきものが第三者の手中に存するときは如何

引渡すべきものが第三者の手中に存するときは、前説第三債務者の債権に對する差押へ

と同一の手續に依りて強制執行をなす、(民訴第七百三十二條)

八九 爲すべき行爲を爲さざる者に對する強制執行、

債務者が爲すべき行爲を爲さざる場合に於ては、第三者が之に代りて爲し得べきものなるとき、(例之家屋を建築する義務、勞役を爲す義務等)は、第一審の受訴裁判所は債権者の申立に依り強制履行を爲さしめ若くは債務者の費用を以て第三者に之に代りて爲さしむることを命令すべし、此場合に於て債権者は豫め其費用を債務者に支拂はしむることの宣言を請求することを得べし、(民訴第七百三十三條)

若し其行爲が其債務者の技倆のみに依りて爲し得べき行爲にして第三者が之に代はりて爲し得べからざるとき(例之或る名手をして書畫を作らしむる行爲、或は細工人をして彫刻を爲さしむる行爲等、特に其人の技倆を信じて爲さしむる行爲)は、第一審の受訴裁判所は債権者の申立に依り損害の賠償を爲さしむべし、(民訴七百三十四條)

第二箇の場合は口頭辯論を経ずして決定を爲すことを得べしと雖も、其決定以前に於て

一應債務者を審問せざるべからず、(民訴第七百三十五條)

第十九章 假差押及假處分

假差押を爲す場合

第七百三十七條 假差押は金錢の債權、又は金錢の債權に換ふることを得べき請求に付し、動産、又は不動産に對する強制執行を保全する爲め之を爲すことを得、假差押は未定期限に至らざる請求に付ても、亦之を爲すことを得、

第七百三十八條 假差押は之を爲さざれば判決の執行を爲すこと能はず、又は判決の執行を爲すに著しき困難を生ずる恐あるとき、殊に外國に於て判決の執行を爲すに至るべきときは之を爲すことを得、

第七百三十九條 假差押の命令は假に差押ふべき物の所在地を管轄する區裁判所、又は本案の管轄裁判所之を管轄す、

第七百四十條 假差押の申請には左の諸件を掲ぐべし、

假差押の管轄裁判所

假差押申請の手續

第一 請求の表示、若し其請求が一定の金額に係らざるときは其價額、

第二 假差押の理由たる事實の表示、

請求及び假差押の理由は之を説明すべし、

申請は口頭を以て之を爲すことを得、

第七百四十一條 假差押の申請に付ての裁判は口頭辨論を経ずして之を爲すことを得、

請求又は假差押の理由を説明せざるときと雖も、假差押に因り債務者に生すべき損害の爲め、債權者が裁判所の自由なる意見を以て定むる保證を立てたるときは、裁判所は假差押を命ずることを得、

又請求及び假差押の理由を説明したるときと雖も、裁判所は保證を立てしめ假差押を命ずることを得、

保證を立てたるときは其保證を立てたること及び如何なる方法を以て之を立てたることを假差押の命令に記載すべし、

債權者は保證を立てつるときは何時にも假差押を命ずるべし

第七百四十二條 假差押の申請に付ての裁判は、口頭辨論を爲す場合に於ては終局判決を以て之を爲し、其他の場合に於ては決定を以て之を爲す、

假差押の申請を却下し、又は保證を立てしむる裁判は債務者に之を通知することを要せず、

第七百四十三條 假差押の命令には、假差押の執行を停止することを得る爲め、又は執行したる假差押を取消すことを得る爲に、債務者より供託すべき金額を記載すべし、

第七百四十四條 債務者は假差押決定に對し異議を申立つることを得、此異議に付は假差押の取消、又は變更を申立つる理由を開示すべし、異議の申立は假差押の執行を停止せず、

第七百四十五條 異議の申立ありたるときは裁判所は口頭辨論の爲め當事者を呼出すべし、

裁判所は終局判決を以て假差押の全部、若くは一分の認可、變更、又は取消を言渡し

又自由なる意見を以て定むる保證を立つべきことの條件を附して之を言渡すことを得、

第七百四十六條 本案の未だ繫屬せざるときは、假差押裁判所は債務者の申立に因り、口頭辨論を経ずして、相當に定むる期間内に訴を起すべきことを債權者に命すべし、

此期間を徒過したる後は、債務者の申立に因り、終局判決を以て假差押を取消すべし、

第七百四十七條 債務者は假差押の理由消滅し、其他事情の變更したるとき、又は裁判所の自由なる意見を以て定む可き保證を立てんどの提供を爲したるときは、假差押の認可後と雖も、假差押の取消を申立つることを得、

此申立に付ては終局判決を以て之を裁判す、其裁判は假差押を命したる裁判所、又本案が既に繫屬したるときは本案の裁判所之を爲す、

第七百四十八條 假差押の執行に付ては強制執行に關する規定を準用す、但以下數條に於て差異の生ずるときは此限に在らず、

第七百四十九條 假差押の命令には其命令を發したる後、債權者又は債務者に於て承繼

ある場合に限り、執行文を附記することを要す、假差押命令の執行は命令を言渡し、又は申立人に命令を送達したるより十四日の期間を徒過するときに之を爲すことを許さす、

右執行は債務者に差押命令を送達する前と雖も、之を爲すことを得、

第七百五十條 動産に對する假差押の執行は各差押と同一の原則に従ひて之を爲す、

債權 假差押に付ては、其命令を發したる裁判所を以て管轄執行裁判所とす、

債權の假差押に付ては第三債務者に對し債務者に支拂を爲すことを禁する命令のみを爲すべし、

假差押の金銭は之を供託す可し、其他假差押物の競賣、及び假差押有價證券の換價は一時之を爲さす、然れども假差押物に著しき價額の減少を生ずる恐あるとき、又は其貯藏に付き不相應なる費用を生ず可きときは、執行裁判所は申立に因り其物を、競賣し賣得金を供託す可き旨を執達吏に命することを得、

第七百五十一條 不動産に對する假差押の執行は、假差押の命令を登記簿に記入するに因り之を爲す、

第七百五十二條 假差押執行の爲め強制管理を爲す場合に於ては、保全すべき債權に相當する金額を取立て之を供託すべし、

第七百五十三條 船舶に對する假差押の執行は、假差押の當時碇泊する港に碇泊せしむることに因りて之を爲す、裁判所は債權者の申立に因り船舶の監守及び保存の爲め必要なる處分を爲す、

第七百五十四條 假差押命令に於て定めたる金額を供託したるときは、執行裁判所は執行したる假差押を取消すべし、

假差押の續行に付き特別の費用を要し、且之か爲め必要なる金額を債權者が豫納せよるときも、亦執行裁判所は假差押の取消を命することを得、
右裁判は口頭辨論を経して之を爲すことを得、

假差押を取消す決定に對しては即時抗告を爲すことを得、

第七百五十五條 係争物に關する假處分は現状の變更に因り、當事者一方の權利の實行を爲すこと能はず、又は之を爲すに著しき困難を生ずる恐あるときは之を許す、

第七百五十六條 假處分の命令、其他の手續に付ては假差押の命令及び手續に關する規定を準用す、但以下數條に於て差異の生ずるときは、此限に在らず、

第七百五十七條 假處分の命令は本案の管轄裁判所之を管轄す、
右裁判は急迫なる場合に於ては、口頭辯論を経ずして之を爲すことを得、

第七百五十八條 裁判所は其意見を以て申立の目的を達するに必要なる處分を定む、
假處分は保管人を置き、又は相手方に行爲を命し、若くは之を禁す、又は給付を命することをして之を爲すことを得、

假處分を以て不動産を讓渡し、又は抵當と爲すことを禁したるときは、裁判所は第七百五十一條の規定を準用して登記簿に其禁止を記入せしむ可し、

第七百五十九條 特別の事情あるときに限り、保證を立てしめて假處分の取消を許すことを得、

第七百六十條 假處分は争ある權利關係に付き、假の地位を定むる爲にも亦之を爲すことを得、但其處分は殊に繼續する權利關係に付き著しき損害を避け、若くは急迫なる強暴を防ぐ爲め、又は其他の理由に因り之を必要とするときに限る、

第七百六十一條 急迫なる場合に於ては係争物の所在地を管轄する區裁判所は、假處分の當否に付ての口頭辯論の爲め、本案の管轄裁判所の相手方を呼出す可き申立の期間を定め、假處分を命することを得、

此期間を徒過したる後、區裁判所は申立に因り、其命したる假處分を取消す可し、
右裁判は口頭辯論を経ずして之を爲すことを得、

第七百六十二條 本章の規定に於ける本案の管轄裁判所は第一審裁判所とす、
但本案が控訴審に繫屬するときに限り、控訴裁判所とす、

第七百六十三條 急迫なる場合に於て口頭辯論を要せざるもの限り、裁判長は本條の申立に付き、裁判を爲すことを得、

民事訴訟法註釋終

明治十四年一月二日印刷
 明治十四年一月五日發行

民事訴訟法註釋

複製
 許

著者 酒井勉

發行者 辻本末吉

東京市神田區表神保町七番地

印刷者 羽田恭輔

東京市本郷區一丁目二番地

印刷所 萩光社

東京市本郷區一丁目二番地

東京市神田區表神保町七番地

發賣所 醫學堂書店

文學士 山岸辰藏著

國文故事熟語正解 全一冊

價四拾五錢 郵稅六錢

東京中學校英語講師三宅伊九郎先生著

- ◎英語發音法例解 全
- ◎英語熟語例解 全
- ◎英語難句難語例解 全
- ◎和文英譯例解 全
- ◎英文和譯例解 全
- ◎英語前置詞例解 全
- ◎英文法例解 全
- ◎英作文例解 全
- ◎英語異同辨例解 全

袖珍美本每冊 正價各貳拾錢宛郵稅四錢宛

東京中學校專任講師高塚二男三郎著

獨逸語三ヶ月自修書全一冊

正價五十錢 郵稅六錢 紙綴二百冊頁

佐藤喜久松著

最近實用英和會話 全一冊

正價二十錢 郵稅四錢 紙數百七十頁

余仁吉先生校訂 同文學會講師鈴木雲峰編

日清會話獨修 全一冊

正價廿五錢 郵稅四錢 紙數三百頁

博言博士イーストレーキ著

會話獨修 全一冊

增訂 英和 拾版 實用 三百五十頁 洋裝正價卅五錢 郵稅四錢 特製金文字入正價五十錢 郵稅六錢

英語研究會編纂 島村東洋

最新日英書翰文 全一冊

正價五拾錢 郵稅六錢

研學館外國語科編纂

英語學獨修講義 合本壹冊

洋裝大判美本金文字入 正價金七十錢 小包料八錢

法典研究會編纂(改訂增補)

文官普通及裁判所書記試驗問題解答 全一冊

正價金八拾五錢 郵稅金八錢

●京北中學校教頭理學士杉谷佐五郎先生 八學士講述

獨修講義錄 全四冊

冊正價金廿八錢 郵稅不要

官立入學試驗問題

冊一、冊二、冊三、冊四、冊五、冊六、冊七、冊八、冊九 四十年以下每年度發行 正價各十五錢宛 郵稅四錢宛

受驗叢書 新式問答全書 完六冊

正價壹冊に付拾五錢宛 郵稅四錢

本書目次

- 新式日本歷史問答
- 新式世界歷史問答
- 新式東洋歷史問答
- 新式動物學問答
- 新式植物學問答
- 新式化學問答
- 新式物理學問答
- 新式國語學問答
- 新式日本地理問答
- 新式世界地理問答
- 新式漢文問答
- 新式生學問答
- 新式教育學問答
- 新式動物學問答
- 新式植物學問答
- 新式支那文學問答
- 新式英文學問答
- 新式代數學問答
- 新式幾何學問答
- 新式算術學問答
- 新式地文學問答
- 新式倫理學問答
- 新式經濟學問答
- 新式數學問答

官立入學試驗問題答案

冊六年度卅七、卅八、卅九、四十以下每年度發行 正價各六拾錢宛郵稅各六錢宛

官立入學試驗問題講義 合卷

菊大判五百五十餘頁插圖九十餘個 正價九十錢 郵送料八錢

改訂 日本六法全書 全一冊

◎總クローヌ金文字入美本 ◎正價五十錢 郵稅六錢

小林學堂編纂

現行 法規全書 全二冊

洋裝千三百頁 正價六十錢 小包八錢

北川三友兩先生編 增大學校 師範學校 補高等女學校 教員受驗撮要 全一卷

此數千餘頁製成多冊 正價金一圓四角五分 小包料金八錢 齊藤剛毅先生著

民法戶籍法問答講義 全二冊

正價六十錢 郵稅六錢

橫濱關稅統計調查事務所編 橫濱商業學校囑託講師 東京保衛軍株式會社主事 岩井元太郎編纂

關稅法規類纂

正價金壹圓五拾錢 小包八錢

前內務次官 鈴木充美先生校閱 法學士 清水鐵太郎先生著

法律顧問 全一冊

紙數一千二百頁 正價八十五錢 小包八錢 特製金文字入正價一圓十錢 小包八錢

法學士 林儀一郎著

改正 日本六法註釋 全一冊

洋裝八百頁 正價一圓八十錢 小包十二錢

法學士飯野謹一 法學院院友森惣之祐共著

帝國憲法釋義 全一冊

正價五十錢 郵稅八錢

日本大學 校對友 高橋宮二君著

法律文例 註釋付 全一冊 大木 正價金六拾錢 郵稅八錢

法學士 栗本勇之助 法學院院友森惣之祐著

府縣制郡制釋義 全一冊

正價卅八錢

郵稅六錢

民事訴訟法正文 全一冊 價十錢 郵稅二錢
刑罰法正文 全一冊 價十錢 郵稅二錢
憲法正文 全一冊 價十錢 郵稅二錢
民法正文 全一冊 價十錢 郵稅二錢
商法正文 全一冊 價十錢 郵稅二錢
改正商法附屬正文 全一冊 價十錢 郵稅二錢
刑罰法正文 全一冊 價十錢 郵稅二錢

小林學堂著

刑事訴訟法註釋大全 全一冊

正價六十五錢 小包十錢

日本法律學校內法政學會編纂

政商法釋義 全一冊 洋裝七百頁

上製正價壹圓五拾錢 郵稅十錢

法典研究會編纂法學士 (丸尾昌雄主任)

日本六法講義 全一冊

洋裝背皮金文字入紙數二千三百頁 正價參圓 小包十五錢

五大法律學校講師法學博士ハハ一ト 小澤政許先生講述

民法講義 全一冊

洋裝七百頁 正價參圓 小包十五錢

法學士林儀一郎著

改正 刑法講義 全一冊

洋裝大判七百十頁 九十五錢 小包十錢

明治大學講師大學院專攻 法學士 鶴澤聰明著

法學通論 全一冊

洋裝大判約五百頁 正價壹圓五拾錢 小包十錢

中島元次郎先生著

契約賣買作成案內 合卷 全一冊

參照 諸願屆申請書式 三百五十餘頁 正價四十八錢 郵稅六錢

法學士藤橋士丸尾昌雄著

警察監獄顧問 全一冊

五百五十餘頁 正價六十錢 郵稅八錢

東京中學校及研政 陸軍中尉松本小七郎先生著

普通 代數學講義 全二冊

上卷 下卷 (三百廿頁) 價各卅五錢 郵稅各四錢

婦人科專門ドクトル宮田守治先生
中央看護婦會長松木安子先生

男女生殖健全法 全一冊

密註數個入正價金一圓十錢 郵稅六錢

醫學士丸山秀雄先生東京板橋病院長守川南洋先生
日本藥學協會講師嶋田修治先生著

通俗衛生顧問 全一冊

上製金文字入金九十五錢 並製五十錢郵稅八錢

文學博士 中村正直譯述

西國立志編 全一冊

正價卅五錢 郵稅六錢

美澤進 富田源太郎著

成功商業百話 全一冊

正價三十錢 郵稅六錢

河村定靜先生校定

白文章軌範 正全貳冊

附作者小傳 正價一冊十五錢宛 郵稅一冊四錢宛

法學博士高田早苗序 文學士山田龍雄著

公會演說雄辨討論法 全一冊

價四拾錢 郵稅八錢

東京研學會編纂

文章資料 全一冊

正價卅錢 郵稅六錢

記事論說
脫辭吊祭

一辭作文錦囊 全一冊

正價卅錢 郵稅六錢

中嶋春郊壽伯著

圖書速寫法 上下合本 全一冊

符號并圖畫凡若干個 正價四十錢 郵送四錢

竹下富次郎著

用器畫法 全一冊

上卷圖式解説 二冊止價六十錢
小包拾錢 下卷解法二冊止價六十錢

山田武城作曲

音樂獨習全書 全部四冊

壹冊正價金卅錢宛 郵稅四錢宛

既刊書目

●吹風琴獨習 全一冊
●尺八獨習 全一冊
●尺八及軍歌 全一冊

工學士石浦德治日本藥學協會鳴日修治著

理化製造顧問 全一冊

正價九十錢 小包八錢
上製金文字入正價一圓卅錢 小包八錢

理學士 松井義方

改訂工業須知 全一冊

洋裝金文字、頗美本 正價壹圓五拾錢
並製八十錢 小包料 金拾錢

國學院講師 佐藤寬作先生歌
音樂學校講師 田村成藏先生作曲

宣戰日露軍歌 全一冊

勅語 美本正價金卅錢 五冊迄郵稅金二錢
郵券代用一割増

酒井 每年度改正

男女東京遊學案内 全一冊

酒井 正價五十錢 郵稅六錢

東京苦學案内 全一冊

言文一致會員吉川鴻嶺著 正價三十錢 郵稅四錢

言文一致 明治書簡文 新刊

正價三十錢 郵稅四錢

言文一致會員吉川瀧藏著

一致 女子書簡文 新刊

正價三十錢 郵稅四錢

報知新聞記者 中島元次先生著

日露軍記 全一冊

紙約五百頁 正價金四拾錢 郵稅金十錢

法論社社長後藤本馬著

活用商工業者債權取立案內 全一冊

大洋本一冊 價一圓五十錢 小包十錢

東京控訴院檢察士豊嶋直通先生著

刑事訴訟法原論 全一冊

製本美麗菊版八百頁 定價金貳圓 小包料金十二錢

法學博士 高橋作衛著

戰時國際公法 八版

價金壹圓七拾五錢 小包料金十二錢

文學士松平桃溪先生著

漢學講義 全一冊

洋裝全一冊 正價一圓六拾錢 小包料十二錢

山南瀧君著

訂改農家要務案內 全一冊

洋裝美本 正價五拾錢 郵稅六錢

農學士大澤誠太郎著

最新 實用農業講話 全一冊

正價九十錢 小包十二錢

農學博士本田幸介校閱 農學家之母主筆 井關十二郎

農家の副業と其方法 全一冊

洋裝大判價一圓廿錢 小包八錢

陸軍中尉 航海學校講師 東京中學校教務幹事

松本小七郎先生著

數學獨修

正價各金參拾八錢 郵稅各金四錢 紙數約二百頁

算代幾三

術數何角

之之之之

部部部部

大和田建樹著

新體詩早學

洋裝美本 價金六十錢 郵稅六錢

後藤本馬先生著

巡查看守受験案內

正價四十錢 郵稅六錢

與平浪太郎先生著

官立學校 入學試驗 數學問題答案 全一冊

正價卅五錢 郵稅四錢

帝國大學教授法學博士和田恒謙三著

會話 和英新辭典 全一冊

正價八十錢 郵稅六錢

白井義督著

算術問題詳解 全一冊

正價卅五錢 郵稅四錢

法典研究會編纂

文部省通及
裁判所書記
試験問題解答

全一冊

◎八十五錢 ◎小包料八錢

其内容は各府縣廳及び大蔵省各地方裁判所其他に於て施行せられたる明治三十一年より四十年までの最新問題を集め親切丁寧に一々之れが解答を附し其程度を指示し加ふるに巻尾に實地受験合格者答案數種を置く

東京法論社上後岡木馬者

法典
活用
商工業者債權取立案内

全一冊

◎洋装大判 ●價一間五拾錢 ◎小包八錢

本書は商工業の者取引、貸借其他營業に關して起る所の債權債務に就き其取立の方法より支拂拒絶の抗辯に至る迄鄭重且つ明晰に記述したるものにして之に關聯する必要法令の全文を實務取扱の書式とを載せれば辯護士を待たず又裁判を要せずして自己の目的を達する良書也

小林學堂先生編纂

現行
集
法規全書

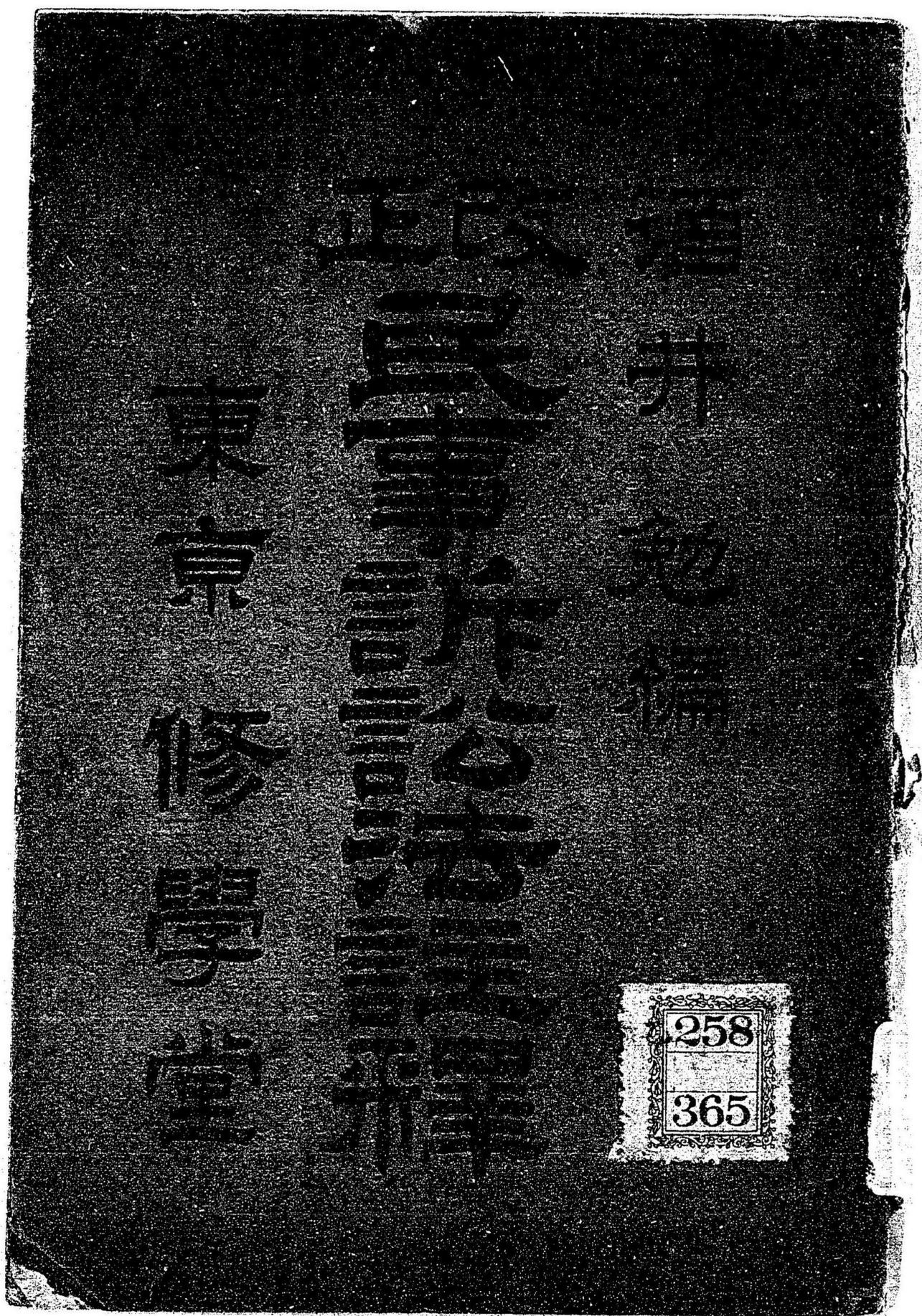
全一冊

◎總クローヌ金字内舶來上等◎紙數千二百頁餘
◎正價金六十錢 ◎小包料金八錢

内 容

憲法 ●議院法 ●衆議院議員選舉法 ●同附屬法令 ●貴族院令 ●同附屬法令 ●皇室典範 ●法例 ●民法 ●同施行法 ●商法 ●同施行法 ●民事訴訟法 ●同施行條例 ●刑法 ●同附則 ●刑事訴訟法 ●裁判所構成法 ●同施行條例 ●執行法 ●公證人規則 ●戶籍法 ●供託法 ●會計法 ●相續稅法其他最近に至る法令數百件

本書は最近に至る迄の重要なる法規は細大漏さず蒐集したるものにして携帶に頗る便なり司法官辯護士各大學學生諸君は必ず一本座右に備へざる可からざるの良書也



036618-000-8

特15-54

改正民事訴訟法註釈

酒井 勉/編

M41

BBS-0036

